

北上市クーリングシェルター募集要項

1 目的

本要項は、気候変動適応法（平成30年法第50号）に基づき、熱中症による健康被害発生を防止を図るため、住民等が自由に涼み休息することができる指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の募集を目的とします。

2 施設の要件

- (1) 北上市内に所在する施設であること。
- (2) 適当な冷房設備を有していること。
- (3) 岩手県に熱中症特別警戒情報^{※1}が発表された場合は、施設の開放可能日において、当該施設を住民等に開放することができること。
- (4) 岩手県に熱中症特別警戒情報が発表されていない場合も、施設の開放可能日において、当該施設を暑さをしのげる涼しい休憩場所として住民等に提供することができること。
- (5) 住民等の滞在のために提供する場所について、必要かつ適切な空間が確保されていること^{※2}。
- (6) 住民等の滞在のために提供する場所について、椅子等が設置されており、水分補給が可能であるなど、休息が可能な環境であること。
- (7) 住民等の滞在のために提供する場所について、無料で利用できること。

3 施設における実施内容

- (1) 空調の適切な管理
- (2) 体調不良者への初期対応（救急搬送の要請等）
- (3) ポスター掲示のほか、必要に応じ熱中症予防に関する資料等の設置

4 運用期間

4月第4水曜日から10月第4水曜日まで（熱中症特別警戒情報の運用期間）

5 応募方法

応募用紙に必要事項をご記入の上、メールまたは郵送により、下記まで提出してください。応募内容を確認の上、必要な手続き等について北上市からご案内します。

【提出先】

〒024-8502 北上市上江釣子17-201-2

北上市生活環境部環境政策課 環境係 宛て

電 話 0197-72-8281

メール kankyo-s@city.kitakami.iwate.jp

6 留意事項

- (1) クーリングシェルター指定にあたり、北上市との協定締結が必要となります。
- (2) 電気使用料等、クーリングシェルターの開放に際して必要な経費は、各施設のご負担となります。
- (3) 公序良俗に反する等、クーリングシェルターとして指定することが適切ではないと判断した場合は、指定しない、または指定を取り消すことがあります。
- (4) 本要項に定めのない事項は、別途施設管理者と市が協議することとします。

※1 都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に環境省から発表されます。

※2 受入可能人数の見込みが10人であれば、10人が同時に適切に滞在できる空間が確保されていること。